

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	押部谷地区 (福住集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、福住地区では、主食用水稻のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、後継者が不在の農地が多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

・農地面積が小さく形もいびつなこともあり、作業効率が悪く、農業では収益が見込めない。

・水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で、定期的な修繕や管理などが必要である。

・農家の高齢化と人口減少で、法面や畔等の草刈り作業が困難になってきた。また、草刈り作業に多大な時間がとられ、栽培のための作業ができない。

・耕作放棄地が点在しており、隣接している農地へ影響がでてきている。

・燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできず、農業を継続することが困難になってきている。

・採算性や労働時間、環境からも考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、地域内での農業の担い手がいらない。

・イノシシやアライグマなどの獣害やジャンボタニシによる被害も多くなってきた。

・農家の大半が兼業農家のため、作業が休日しかできず、水稻を作るのが精一杯である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、農業を担う者を含めてメロンやアボガドなどの高収益作物の栽培を検討する。

・六次産業化として、ミツバチによる受粉率の向上などを期待し、ハチミツの生産を実験的に行う。

・農業と福祉の連携を図りながら、持続可能な地域農業を確立する。

・アライグマやカラスなどの鳥獣害対策として、電柵やネット設置等の対策を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針					
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、担い手への集約や新規就農者の参入をすすめていく。					
(2)農地中間管理機構の活用方針					
・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。					
(3)基盤整備事業への取組方針					
・多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。					
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
・機械・施設等の導入支援や地場産農産物のPR等の販促活動を行うことで、「新規就農者」だけでなく、「農業の後継者」へも支援を行う。					
・農福連携により、多様な担い手の確保を図る。					
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業
☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等	☐	⑥燃料・資源作物等
☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等
☐	⑩その他				
【選択した上記の取組方針】					
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。					